

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

私も、ネクスト財務大臣という立場柄なのか、財務省と結託しているんじやないかということで、いわれのない誹謗中傷を受けることがあるんですね。けれども、政治家は別にいいとは思うんですけど、また、ここではそれ以上SNSの誹謗中傷対策について触れるつもりもないんですが、大臣に、通告していくなくて恐縮なんですが、そもそも財務省がなぜここまで嫌われているというふうに考えるのか、率直なところをお聞かせいただけますか。

○加藤国務大臣 財務省に対する批判は、今のネット上だけではなくて、いろいろな御批判をいたしております。それにはいろいろな背景があるので、これだということは私はないと思います。

ただ、大事なことは、その批判の原点にある問題意識、あるいは財務省に対する問題の指摘、これは私たちしつかり受け止めて、それに対してきちんと説明すべきものは説明をしていく、また、直すべきところがあれば、その是正に向けて努力をしていく、こういう対応をこれからもしていきたいと考えています。

○階委員 財務省というと、予算を削るとか国民の負担を増やすとか、どちらかというと国民が元気をなくするような話が多いわけなんですね。それは職責だからしようがないんですけども、ただ、たまには國民が明るくなるような、希望を持てるようなこともやるべきではないか。

その一つとして私が今日提案したいのは、記念硬貨の発行です。

大谷選手、私も大学まで野球をやり、大谷選手

と同郷、岩手の出身なんですが、彼の活躍は、ひいき目抜きで、とんでもないことをしてかしたわけですね。普通だったら投手としてリハビリ中の間に、大活躍をして、投手として働けない分、今日は走塁で盗塁も何個もして、ホームランもばかずか打つて、例のファイフティー・ファイフティーという、いまだかつて誰も成し遂げたことがないような偉業を成し遂げたわけです。

こうした國民にとって誇るべき偉業に対して、例えば、五十円硬貨を二枚セット、ファイフティー・ファイフティーにして記念硬貨を発行するとか、そういうことをやつたら、たまには財務省もいいことをやるじゃないかということで、少し評判がよくなるのではないかと思うんですけども、どうですか、やってみませんか。

○加藤国務大臣 私も、大谷翔平選手、今年だけではなくて、大リーグにおけるすばらしい活躍をされておられますし、また、来年は投手としても活躍されるということも期待をしていきたいと思っております。

また、今、財務省の評判を上げるということで大変ありがたいアイデアを頂戴したところでありますけれども、ただ、記念貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律というのがございまして、国家的な記念行事として閣議の決定を経て発行するとされております。これまでに、このことでありますけれども、国を挙げての取組、國民こぞつてお祝いすべき事柄、歴史的な出来事などについて発行しております。

特に、今、大谷翔平選手の記念貨幣ということ

でありましたが、これまで特定の人物をテーマとして発行した前例はなく、国家的な記念事業に該当し得るのか、記念貨幣の発行という意味においては、慎重な検討が必要ではないかと考えています。

○階委員 昨日資料をもらつたんですけれども、過去の記念通貨の一覧という中に、埼玉県が発行した記念通貨、埼玉県の何かの記念通貨というのがあつて、そこでは渋沢栄一を取り上げていますよね。

それと、私、今日持つてきたんですが、東日本大震災の復興事業記念の千円銀貨というのがあります、これが発行されたのは平成二十七年、麻生財務大臣のときなんですかけれども、復興は別に、国家事業なんでしょうか。被災地の方が頑張つて成し遂げるものですし、また、この事業は、平成二十七年ということは、まさにまだ道半ばも道半ば、始まつたばかりの頃ですよ。これを記念するのも記念事業というのであれば、かなり記念事業という幅は広いのではないかと思いますし、そもそも、この条文をちゃんと読むと、一ページ、「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣」とありますよね。これは、記念事業があるから発行するじやなくて、発行自体を記念事業だというふうにも捉えられるじやないですか。

大谷選手のこの国民的な誇りとなるような業績に対して、国家的な記念事業として通貨を発行する、これは別に、条文上も読み込めると思いますので、過去の例にも照らして、全く私はやつておかしくない、むしろやるべきだと思いますが、も

う一度答弁をお願いします。

○加藤国務大臣 今のは埼玉県でしたかね。これは多分、地方自治法施行六十周年ということで、各県がそれぞれ主体的にアイデアを出されながらやられたのではないか。ですから、基本は、地方自治法施行六十周年ということが記念事業ということだったというふうに思います。

もちろん、記念事業として、今復興のお話がありました、ゴーリングコンサーンなものを取り上げるということも決してないことはないんだろうと思いますが、ただ、この場合、先ほど申し上げたように、特定の人物のテーマとしたもの、また、これまでの事例、こういったことを踏まえて、全く該当しないとは申し上げませんけれども、慎重な検討が必要なのではないかなというふうに思つております。

○階委員

全く該当しないとは申し上げないとい

うのは、可能性はあるということですから、こう

いうことをやると、やはり、財務省も評判は上が

ると思いますよ、国民の理解も進むと思いますよ。

○階委員 別に、大変高額なとは言つていません

し、常識的な範囲でいいわけですよ。

○加藤国務大臣 記念貨幣の販売価格については、貨幣の製造に要する費用及び貨幣の額面価格を下回らないということですから、プラスアルファが出るということになるんだろうと思います。

他方で、記念貨幣の発行というのは、まさに国家的な記念行事ということで……（階委員「行事とは書いていない。事業としか書いていない」と呼ぶ）失礼。記念事業として行うものであり、国を挙げた取組であるところ、国民に広く受容されるような形で発行することが重要ではないかと考

えています。

財政のために大変高額な販売価格を設定して財政収入を得るというのは、この法律の趣旨に鑑みると、どうなのかなというふうには思います。

○階委員

別に、大変高額なとは言つていません

し、常識的な範囲でいいわけですよ。

私が言いたいのは、むしろ、財源を確保するこ

とは主目的じやなくて、国民に希望を与える、國

民に喜んでもらうというようなことをたまには財

務省もやるべきだということを申し上げているの

で、是非よろしくお願ひします。

さて、次の質問に移りたいと思います。

ここからは財務省本来の仕事に関係していくわけですが、先ほど自民党の中西委員からも御指摘があつたように、やはり、これから国債の金利が上がつてくるというリスクマネジメントですかでお金を集めるよりも、まずこういう国民が喜ぶような形でお金を集めるということも考えていいんじゃないかと思うんですよ。大臣、どうです

ね、これは私も非常に大事だと思っております。今年の二月の二十八日ですか、お手元にお配りしている資料二ページ、これは、将来の利払い費等の機械的試算ということで、私が財務省に要請

して出してもらつた資料なんですが、足下、二〇二四年は、御案内のとおり、予算段階では九兆八千三百億だつたんですが、補正予算段階で下方修正されて、このまま着地すれば八兆円余りで収まるんじやないかというふうに見られていますが、ただ、この後金融が正常化してくるとなれば、どんどん金利が上がつて、この当時の試算では、二〇三三年には二十七兆六千億余りというような試算結果になつています。

ただ、私は、その後、異次元の金融緩和が終了し、また金利も引き上げられ、更に国債の買入れ額も修正されて、六兆円だつたのは、あと二年もたたないうちに三兆円ぐらいになるということですから、この段階でもう一回こういう試算をした上で、どういうふうに対策をしていくかということを検討すべきではないかと思っていますが、それをやるべきではないですか。お答えください。

○加藤国務大臣 金融政策の運営で今後の長期金利等の与える影響について一定の見通しを一概に申し上げることはなかなか難しいんすけれども、債務残高対GDP比の高い我が国においては、金利が上昇し、利払い費が増加すれば、政策的経費を圧迫するおそれもあると考えております。

利払い費の影響につきましては、先般の財政制度審議会に提出した資料において、後年度影響の試算の考え方に基づき、令和七年度以降、金利が一%上昇した場合の利払い費の増加幅を機械的に延伸しますと、九年後の令和十五年度には利払い費の増加が八・七兆円となることなど、様々な分析もお示しをし、また、それを踏まえて、

議員からの御指摘があつたと聞いておりますけれども、インプライド・フォワード・レート、まさに、これから予想した物価、市場に織り込まれた金利の将来予想を一定程度入れて試算をした数字も出させていただいたところでございます。

これから財政を考えるに当たつても、金利が上昇した場合の利払い費の影響などについて様々に分析をすることは重要でありますので、来年の予算審議に向けて、例年作成しております後年度影響試算に加えて、必要に応じ、その他必要な資料をお示しをし、いろいろな視点に立った御審議をいただけるように我々としても努力していくたいと考えています。

○階委員 今の答弁の最後のところ、必要な資料というお話をしたけれども、ということは、今私が申し上げましたような利払い費等の機械的試算の最新バージョン、これを予算審議のタイミングで後年度試算と併せて出していただけるということがでよろしいですか。

○加藤国務大臣 今委員からそういう御指摘、あるいは当該委員会から等いろいろ御指摘、御要請があれば、それに応えさせていただけるよう努力していきたいと思っております。

○階委員 では、私からこの場で要請しましたけれども、この委員会としてもお取り計らいいただきますよう、委員長、よろしくお願ひします。

○井林委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○階委員 それでは、次の質問なんですが、今、与党税調、あるいは国民民主党も交えて税制改正の協議が行われております。今、百三万円の壁の

交渉が暗礁に乗り上げているようなことを報道で見ました。今後の来年度の税制改正のプロセスはどうなるのかということをまず教えていただけますか。

○加藤国務大臣 来年度の税制改正大綱の議論、今やっているということでありますけれども、税制改正については、例年でありますと、税制改正要望を踏まえて与党税制改正大綱が取りまとめられて、それを踏まえて税制改正法案を政府として国会に提出し、御審議をいただく、こういう流れであります。

現在の流れは、一方で、与党でももちろん議論しておりますが、あわせて、自由民主党、公明党、国民民主党による税制協議が行われているところであります。そこから先行きについて、今、私がこうだということを、政党間の協議でありますから言なことはできませんけれども、我々としては、そうしていただいた税制改正大綱をしっかりと踏まえて、法案にして提出することになるんだろうというふうに考えております。

○階委員 先日、補正予算の審議では、史上初めて補正予算の修正を国会で行つたわけですね。これから税制改正の法案も出されると思うんですが、国会の中で我々立憲民主党などからもいろいろな提案をしたいと思っておりますけれども、これも国会の審議の中で取り入れて、通常のプロセスとは違うと思うんですが、通常ですと、与党が決めたものをそのまま審議して可決するということになるんですが、これからは少数与党による内閣だということで、審議の内容とかそれを反映するや

り方とか、これは変わつてくるというのが当然だと思いませんが、大臣も同じ見解だということでおろしいですか。

○加藤国務大臣 そもそも、制度としては、私も法案を提出させていただいて、国会で御審議をいただき、場合によつては国会における修正審議があつたり、あるいはそのままで成立をしていただいたり、今いろいろなパターンが、これまでもあつたんだろうと思っておりまして、その制度の仕組みそのものは変わるものではないんだろうと思つております。

あとは、今お話をあつた国会の情勢、そういうことを反映した国会の運営がなされるんだろうと思いますが、国会の運営について、私は政府の立場でありますから、それは、国会のそうした御判断、これをしつかり踏まえて政府として対応させていただきたいと思っています。

○階委員 大臣がおつしやつていた過去の事例という中で、今日お持ちしたのは、三ページ目、昭和五十九年から六十年にかけての事例があります。昭和五十九年七月十一日に議員立法で租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出し、これは今の百三万の壁にも関係すると思うんですが、給与所得控除の最低控除額を五十五万円から五十七万円に引き上げたというのがありました。これは、七月の二十日ですから、もう年度が始まつて三ヶ月ぐらい、三ヶ月以上たつてから成立しているわけですね。なおかつ、それを予算に反映させるために、翌年一月に入つてから補正予算を提出して成立させたという事例があるわけです。

法案を早く出して早く成立させたいというのが今までの与党の立場だったんでしょうけれども、我々は熟議と公開の国会を目指していますので、こうした柔軟な対応を取るべきだということで、立憲民主党の税制改正の提言もお持ちしているかと思います。

この中には重要なテーマがいろいろ入つております。生命保険料控除の拡充であるとか、災害損失控除の創設であるとか、奨学金返還額の一部を所得控除する制度をつくるとか、あるいは、かねてから問題となつてているインボイス制度の廃止とか、そうした様々な論点について提言をしております。

これは、政府としても、時間が来たからもう議論打切りではなくて、新しい年度に入つてからでもちやんと議論に参加して、そして必要なものは改正していくというスタンスで臨まれるのが正しいと思っていますが、その見解でいいのかどうか、もう一度御答弁お願ひします。

○加藤国務大臣 先日、御党の税制調査会長から御党の税制改正要望も頂戴をしたところでございります。

その上で、国会の審議のお話でございますから、我々としては、いろいろなことを踏まえながら税法案を提出させていただいて、それに対してもう一つ、審議されるか、これはまさに国会でお決めいただき、先ほど申し上げたように、それに対してどういう形で審議されるか、これはまさに国会でお決めて政府としては真摯に対応していきたいと考えています。

○階委員 是非真摯に対応をお願いします。

四ページ目に、先日、自民党、公明党、国民民主党の各幹事長が合意した文書、この写しを掲げさせていただいております。最初の一といふところに、いわゆる百三万円の壁は国民民主党の主張する百七十八万円を目指して来年から引き上げることで、いわゆる百三万円の壁という表現になつていますね。

百三万円の壁というのは、次のページにちょっと私どもの党の資料をつけさせていただいておりますけれども、これは所得税の壁であります。その手前に住民税の壁というのもあるわけですね。

これについては、今日は総務省が答弁に来ていらっしゃいますが、そこでお聞きしたいんですけど、この百三万円の壁、これを引き上げたとしても、論理必然的に地方税の課税最低限、住民税を始めとする地方税の課税最低限が論理必然的に引き上げられたり、あるいは、地方税収がそれに伴つて影響を受けたりということはないと私は考えておりますが、その理解で正しいかどうか、お答えください。

○富樫副大臣 個人住民税については、地域社会の会費的性格を有する税であり、より多くの住民に地域社会の費用を広く分担してもらう観点から、非課税となる金額について所得税と異なる水準としているところです。

いわゆる百三万円の壁については、先週十一日、自由民主党、公明党、国民民主党の幹事長間で、いわゆる百三万円の壁は国民民主党の主張する百七十八万円を目指して来年から引き上げる、そし

て、各項目の具体的な実施方法等については……

て、各項目の具体的な実施方法等については……
（階委員「聞かれたことにだけ答えてください。
前段はいいです、もう分かつていますから」と呼
ぶ）はい。

そういうようなことで、一方、地方の首長などからは、個人住民税の税源による地方財源や行政サービスへの影響を懸念する声が上がっていることも承知しています。

いずれにしても、所得税の百三万円の壁が引き上げられた場合に、個人住民税の取扱いはどうするのか、地方税収への影響はどうなるのかといつて御質問の論点の含め、幾々な論点について検討

○階委員 私も、先週、予算委員会で答弁に立ちた御指摘の論点も含め様々な論点について検討して協議が進められるものと考えております。総務省としても誠実に対応してまいります。

ましたけれども、この程度のことを、紙を見ながら関係ないことをだらだらしゃべって時間を潰すというのは、本当に今、政権与党としてその場に

いる資格があるのかなというふうに改めて感じます。

私が伺つたのは、百三万の壁を引き上げたからといって、論理必然的に住民税の課税最低限は引き上がるんですかということを聞いているわけですよ。端的にお答えください。結論だけで結構です。

○富樺副大臣 お答えします。

論理必然的ではございませんけれども、今後の地方税の取扱いについては、引き続き関係者間で協議が進められるものと考えております。現時点では、それ以上のコメントは差し控えたいと想い

ます。

○階委員 論理必然的には引き上がらないわけで
すね。ということは、地方税収には影響は及ばない
ということでいいですね。

○富樺副大臣 お答えをいたしますけれども、引き続き、同じ、繰り返しになりますけれども、今後の地方税の取扱いについては、引き続き関係者間で協議が進められるものと考えております。現時点では、それ以上はコメントは差し控えたいと いうことです。

ださい。
元ほゞの質問が、百三弓の筆、二三は所説の

先ほどの質問で、百三万の壁、これは所得稅の必然的に地方税の課税最低限は上がるんでしようかという質問に対し、論理必然的に上がらないというお答えをされました。ということであれば地方税収には影響はないですねということを確認したかつたんですが、影響があるかないか、イエスかノーかで端的にお答えください。

○富樫副大臣　所得税とは別途協議、引き続き関係者間で協議が進められるものと考えております。現時点では、それ以上のコメントは差し控えたいと思います。（発言する者あり）

〔速記中止〕

○井林委員長 階猛君。速記を起こしてください。

とおりですよ、論理必然的には地方税の課税最低

とおりですよ、論理必然的には地方税の課税最低限が引き上がらない以上、地方税收への影響はないですよねということに対し、イエスかノーかで答えてください。

限が引き上がらない以上、地方税収への影響はないですよねということに対し、イエスかノーかで答えてください。

○富樺副大臣 政党間合意の文書の文言の解釈について、政府から申し上げることは差し控えさせていただきます。

（発言する者あり）
○井林委員長 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○井林委員長 速記を起こしてください
富樺総務副大臣。

○富樺副大臣 仮に地方税の取扱いに変更がなれば論理的には影響しないが、政党間の協議等について今進めておりますので、今私がそれに対して答えるということは差し控えたいというふうに思っています。

○階委員 論理的には影響しないんですよ。

この文言、合意書は、あえて百三万円の壁といふに限定しているわけですね。給与所得控除とか基礎控除とかというふうには言っていないんですよ。あえて百万の壁とか住民税の壁とか、そ

ういう用語を避けて、百三万の壁にしているといふところが私はみそだと思いますよ。さすが与党は知恵が働くなと思つて見ましたよ。

これを見ると、所得税は壁が上がるかも知れないんだけれども、住民税は壁が上がらない。すると、どういうことになるか。住民税の所得割一〇%、これが今までと同じ課税最低限になるということは、税収は確かに今までどおりでいいんですけれども、一方で、本来、インフレで物価高で生活が苦しくなっているから低所得者の負担を軽減するというのが大きな壁の引上げの眼目だつたと思うんですけれども、低所得者の方はこの一〇%の方は見直されないで、所得税は低所得者五%とかですからね、五%だけ減税になるということで、所得が高い人はもつともつと減税になるわけですけれども、住民税の課税の見直しはされないということになると、全くもつて政策目的が達成されないということにもなります。

与党の知恵、これはすばらしいなと私は見ておりましたけれども、果たしてそれでいいのかどうかということはじっくり議論をするべきだと私は思いますよ。むしろ、我々、税収には大きな影響を与えては駄目だけれども、低所得者、所得の低い人たちに対しては、本当に物価高で苦しんでいらっしゃるから、そこに手厚く所得を底上げするような対策を、手取りを上げるような対策をすべきだというのが立憲民主党の立場であるということを、ここで強く申し上げたいと思います。

総務省、どうですか。今申し上げたとおり、考えますか。

○富樺副大臣 繰り返しになりますけれども、政

党間合意の文書の文言の解釈については、政府から申し上げることは差し控えさせていただきます。

○階委員 そういう私どもの、立憲民主党の立場に立つて考えているのが百三十万の壁対策であります、我々は、この百三十万の壁を越えても働き控えが生じないようにするということを考え、手取りががくつと減らないような給付措置というのを考えたわけですね。

大臣、ちょっと話を飛ばしますけれども、今の政府の百六万の壁を解消するという検討中のやり方、これですと、むしろ働き控えが増えるんじやないかということを危惧していまして、多分それを考えてのことだと思いますけれども、政府の方では、百六万の壁を越えて発生する社会保険料について、通常だと五対五の事業主と労働者の負担割合を、九対一とか、八対二とか、事業者側が多く負担するような仕組みもつくるようなことを言つておられるわけですよ。

ところが、これは、今回の見直しによって、企業規模要件が撤廃されるということも併せて検討されているわけですが、ただでさえ物価高、それから最低賃金の上昇による人件費の高騰、それに加えて、社会保険料の負担が通常よりも多くなるということで、中小零細企業にとつてはほとんどないことだと思いますよ。

○加藤国務大臣 ちょっと、社会保険料といふことになると厚生労働省になるので、大蔵大臣として答弁するのは適当ではないと思います。

ただ、一連の流れを申し上げると、まさに社会保険に入る方々を広げていこうということで、今、厚労省あるいは年金等で議論されているというふうに承知をし、ただ、そうすると、今御指摘のあらゆること、そこをどういうふうに対応していくのか、それらも含めて、今具体的な議論がなされているものと承知をしております。

○階委員 厚労副大臣、済みません、時間の関係で今日は質問できませんでしたが、今大臣がおつしやったような、事業者への支援の措置とか、支援の規模とか、そういういた議論も、また次回以降させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。